高額療養費の支給申請が簡素化されます

初回申請以降、指定口座へ自動振込になります。

これまでは　領収書を持参のうえ、窓口での申請が必要でした。

これからは　**「国民健康保険高額療養費支給申請書」**
「国民健康保険一部負担金支払誓約書・高額療養費に関する同意書」
これらの申請書を提出することにより、高額療養費支給申請が不要となり、指定口座へ自動振込させていただきます。

申請方法

令和６年６月診療以降、高額療養費に該当した場合、初回のみ**「国民健康保険高額療養費支給申請書」「国民健康保険一部負担金支払誓約書・高額療養費に関する同意書」**の２点を送付します。必要事項をご記入のうえ、住民・出納課住民室保険担当まで提出してください。

支給について

初回申請以降の高額療養費については、指定口座への自動振込となります。支給金額や振込日については、「高額療養費支給決定通知書」によりお知らせします。支給がない場合、通知の送付はありません。

簡素化が停止になる場合

次のような場合は、簡素化が停止されます。停止された場合は、これまでと同じように該当月ごとの申請、または、新たに支給簡素化の申請が必要になります。

・国民健康保険税に滞納が生じた場合
・指定口座が振込不能となった場合
・世帯主が変更または死亡した場合
・世帯主から申出のあった場合
・その他町長が不適当と認めた場合

足寄町役場住民・出納課住民室保険担当　TEL 0156-28-3857